

第五十五回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第二十三号

昭和四十二年六月二十日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 大坪 保雄君

理事 安倍晋太郎君

理事 高橋 英吉君

理事 松前 重義君

理事 岡澤 完治君

理事 千葉 三郎君

理事 馬場 元治君

理事 中谷 鉄也君

理事 沖本 泰幸君

出席國務大臣

法務 大臣 田中伊三次君

出席政府委員

法務政務次官 井原 岸高君

法務省民事局長 新谷 正夫君

法務省刑事局長 川井 英良君

法務省矯正局長 勝尾 鐵三君

委員外の出席者

議員 田中 武夫君

警察庁交通局長 綾田 文義君

通指導課長 阪田 正仁君

警察庁交通局長 阪田 正仁君

最高裁判所事務 細江 秀雄君

総局家庭局長 高橋 勝好君

専門 員 高橋 勝好君

六月二十日

委員下平正二君辭任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員中谷鉄也君辭任につき、その補欠として下平正一君が議長の名で委員に選任された。

第一類第三号

法務委員会議録第二十三号

昭和四十二年六月二十日

本日の会議に付した案件

会社更生法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)

会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十二名提出、衆法第七号)

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

○大坪委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、会社更生法等の一部を改正する法律案、及び田中武夫君外十二名提出にかかる会社更生法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

会社更生法等の一部を改正する法律案
会社更生法等の一部を改正する法律案
(会社更生法の一部改正)

第一条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「管財人」を「管財人及び調査委員」に、「第一百一条」を「第一百一条の三」に、「第二百十條」を「第二百十條の二」に改める。

第十四条第一項中「又は株主」及び「若しくは株主名簿」を削り、「その者を「社債権者」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律の規定によつてする会社の株主に對する送達は、株主名簿に記載した住所若しくは株主が会社に通知した住所又は株主が第三百三十一條の規定によつて管財人に届け出た住所にあつて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

第十五条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第十七條の見出し中「更生手續開始の」を削る。

第十八條の次に次の二條を加える。

第十八條の二 第三十九條第一項後段の規定による処分をしたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に決定書の謄本又は抄本を添附してその処分の登記を会社の本店及び支店(外国に本店があるときは、日本における營業所)の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により登記すべき事項に変更が生じた場合及び第三十九條第一項後段の規定による処分の取消しがあつた場合に準用する。

3 前条第一項の規定は、登記のある権利に關し第三十九條第一項前段又は第七十二條第一項第二号若しくは第二項の規定による処分があつた場合及びその処分の変更又は取消しがあつた場合に準用する。

第十八條の三 第二百十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定により会社の事業の經營並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与されたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に更生計画認可の決定書又は同項の規定による権利付与の決定書の謄本又は抄本を添附してその旨の登記を会社の本店及び支店(外国に本店があるときは、日本における營業所)の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、第二百十一條第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八條の二第一項の規定による決定が取り消された場合に準用する。

第十九條の見出しを削り、同条中「前条第一項」を「第十八條第一項」に改める。

第二十條第一項中「前三條」を「第十七條から前条まで」に改める。

第二十二條を次のように改める。

(登録への準用)

第二十二條 第十八條、第十八條の二第三項及び前三條の規定は、登録のある権利について準用する。

第二十五條中「若しくは第二百七十四條」を「から第二百七十四條まで」に改める。

第三十五條第二項中「業務を監督する行政庁及び」を「事業を所管する行政庁、」に改め、「徴収の権限を有する者」の下に「その他裁判所が相当と認める者」を加える。

第三十九條第一項に後段として次のように加える。

保全管理人による管理又は監督員による監督を命ずる処分についても、また同様である。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 裁判所は、第一項後段の規定による処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。公告した事項に変更が生じた場合及びその処分の取消しがあつた場合も、また同様である。

6 第十五條の規定は、前項の場合には適用しない。

第四十條から第四十四條までを次のように改める。

(保全管理人)

第四十條 前条第一項後段の規定により保全管理人による管理の命令があつたときは、会社の事業の經營並びに財産の管理及び処分をす

る権利は、裁判所が選任した保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に對抗することができない。

(保全管理人代理)

第四十一条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行なわせるため、自己の責任で保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の保全管理人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならない。

(監督員)

第四十二条 第三十九条第一項後段の規定により監督員による監督の命令があつたときは、会社が裁判所の指定した行為をするには、裁判所が選任した監督員の同意を得なければならない。

(管財人に関する規定等の準用)

第四十三条 第五十四条から第五十五条まで、第九十四条、第九十五条、第九十六条第一項、第九十七条及び第九十八条の二から第九十九条までの規定は、保全管理人に準用する。

2 第六十八条から第七十条までの規定は、第三十九条第一項後段の規定により保全管理人による管理を命ずる処分があつた場合及びその処分の取消しがあつた場合に準用する。

3 第九十八条の二第一項、第二項及び第九十八条の三から第九十八条の五までの規定は、監督員に準用する。

(手続開始の申立ての取下げの制限)

第四十四条 第三十九条第一項の規定による処分があつた後においては、裁判所の許可を得なければ、更生手続開始の申立てを取り下げることができない。

第四十六条第一号中、「更生担保権及び株式を」と及び更生担保権に改める。

第四十七条第二項中「調査委員の意見」を「更生手続を開始することの可否についての調査委員の意見」に改める。

生手続を開始することの可否についての調査委員の意見に改める。

第四十八条第一項中「調査委員」を「同条第二項の調査委員」に改める。

第四十九条中「並びに調査委員の調査書類及び意見書」を削る。

第五十三条に次のただし書を加える。

ただし、第二百一十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定によりその権利が取締役に付与されたときは、この限りでない。

第五十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 第六十一条の二の規定による留置権の消滅請求その他更生担保権に係る担保の変換

第五十四条の次に次の一条を加える。

(管財人の自己取引)

第五十四条の二 管財人は、裁判所の許可を得なければ、会社の製品その他の財産を譲り受け、会社に対し自己の製品その他の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために会社と取引をすることができない。

第五十五条中「前条を」を「前二条に」改める。

第七十二条第一項中「第三十九条に定める処分の外」を削り、同条第二項中「前でも」の下に「保全管理人の申立てにより又は職権で」を加え、同条第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

「第三章 管財人」を「第三章 管財人及び調査委員」に改める。

第九十四条の見出しを「(管財人の選任)」に改める。

第九十六条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、第二百一十一条第三項又は第二百四十八条の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利が取締役に付与された場合において、その後に提起された訴えについては、適用しない。

3 第六十八条及び第六十九条の規定は、第二百一十一条第三項の規定による更生計画の定め又は第二百四十八条の二第一項の規定による決定が取り消された場合に、前項の訴えについて準用する。

第九十八条の次に次の四条を加える。

(管財人の調査)

第九十八条の二 管財人は、会社の取締役、監査役及び支配人その他の使用人に対し、会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 管財人は、必要があるときは、裁判所の許可を得て鑑定人を選任することができる。

3 管財人は、調査をするにあたり、裁判所の許可を得て執行官の援助を求めることができる。

(管財人の監督等)

第九十八条の三 管財人は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、管財人に対しその選任を証する書面を交付しなければならない。

3 管財人は、その職務を行なうにあたり、利害関係人の請求があるときは、前項の書面を示さなければならない。

(管財人の注意義務)

第九十八条の四 管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行なわなければならない。

2 管財人が前項の注意を怠つたときは、その管財人は、利害関係人に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(管財人の解任)

第九十八条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、管財人を解任することができる。この場合においては、その管財人を審尋しなければならない。

第一百一条を次のように改める。

(調査委員)
第一百一条 裁判所は、必要があると認めるときは、一人又は数人の調査委員を選任することができる。

2 調査委員は、裁判所の命ずるところにより、次に掲げる事項について、調査してその結果を裁判所に報告し、又は裁判所に意見を陳述しなければならない。

一 更生手続開始の原因たる事実及び第三十八条第二号から第七号までに掲げる事由の有無、会社の業務及び財産の状況その他更生手続の開始に必要な事項並びに更生手続を開始することの可否

二 第三十九条第一項若しくは第二項又は第七十二条に定める処分を必要とする事情の有無及びその処分の可否

三 管財人の作成する財産目録及び貸借対照表の可否並びに会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の可否

四 更生計画案又は更生計画の可否

五 その他更生事件に関し調査委員による調査報告又は意見の陳述を必要とする事項

3 調査委員は、その職務を行なうに適した者で利害関係のないもののうちから、選任しなければならない。

第三章中第一百一条の次に次の二条を加える。

第一百一条の二 調査委員の調査報告又は意見に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

第一百一条の三 第九十五条、第九十七条第一項及び第九十八条の二から第九十八条の五までの規定は、調査委員に準用する。

第一百一条の次に次の一条を加える。

(継続的給付を目的とする双務契約)

第一百四条の二 会社に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、更生手続開始の申立て前の給付に係る更生債権又は更生担保権について弁済がないことを理由としては、

更生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2 前項の双務契約の相手方が更生手続開始の申立て後更生手続開始前にした給付に係る請求権（一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。）は、共益債権とする。

3 前二項の規定は、労働契約には、適用がないものとする。

第百十二条中「但し」を「ただし、次条第一項及び第四項に掲げる請求権については、管財人が裁判所の許可を得て弁済をする場合」に改め、「任意に給付をする場合」の下に「徴収の権限を有する者が還付金又は過誤納金をもつて充當をする場合」を加える。

第百十二条の次に次の一条を加える。

（更生債権の弁済の許可）

第百十二条の二 会社を主要な取引先とする中小企業者が、その有する更生債権の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障をきたす虞れがあるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

2 裁判所は、前項の規定による許可をするについては、会社と同項の中小企業者との取引の状況、会社の資産状態、利害関係人の利害その他一切の事情を考慮しなければならない。

3 管財人、更生債権者から第一項の申立てをするべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告し、なお、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なくその事情を裁判所に報告しなければならない。

4 少額の更生債権を早期に弁済することにより更生手続を円滑に進行することができるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済を

することを許可することができる。

第百十九条中「並びに」を「及び」に改め、「預り金及び」を削り、同条の次に次の三条を加える。

（使用人の退職手当の請求権）

第百十九条の二 更生計画認可の決定前に退職した会社の使用人の退職手当の請求権は、退職前六箇月の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額のうちいずれか多い額を限度として、共益債権とする。

2 前項の退職手当の請求権で定期金債権であるものは、同項の規定にかかわらず、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する額を共益債権とする。

3 前二項の規定は、第二百八条の規定により共益債権とされる退職手当の請求権については、適用しない。

（使用人の預り金の返還請求権）

第百十九条の三 更生手続開始前の原因に基づいて生じた会社の使用人の預り金の返還請求権は、更生手続開始前六箇月の給料の総額に相当する額又はその預り金の額の三分の一に相当する額のうちいずれか多い額を限度として、共益債権とする。

2 前項の請求権のうち同項の限度をこえる部分は、更生手続の開始においては、一般の優先権のある債権とみなす。ただし、更生担保権とされるものについては、この限りでない。

（開始前の借入金等）

第百十九条の四 会社の取締役又は保全管理人が更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、裁判所の許可を得て、資金の借入れ、原材料の購入その他会社の事業の継続に欠くことができない行為をしたときは、その行為によつて生じた請求権は、共益債権とする。

第百二十二条第一項中「二年」を「三年」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」

を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 更生手続開始の決定の日から一年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金については、前項の規定により徴収の権限を有する者の同意を要するものとされる定めをするには、同項の規定にかかわらず、その者の意見を聞くものとする。納税の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予の定めをする場合におけるその猶予期間に係る延滞税又は延滞金についても、また同様である。

第百二十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権については、更生手続開始後一年を経過する時（その時までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の時）までに生ずるものに限り、その決定の第百二十三条第二項中「第百二十二条」を「第百二十二条の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定は、社債に關しては、適用しない。

第百二十四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、更生手続開始後の利息並びに不履行による損害賠償及び違約金の額は、被担保債権の額に算入しない。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

（更生担保権に係る担保権の目的の価額）

第百二十四条の二 更生担保権に係る担保権の目的の価額は、会社の事業が継続するものとして評定した更生手続開始の時における価額とする。

第百二十五条に次の一項を加える。

4 更生債権の消滅その他届け出た事項について

て他の更生債権者の利益を害しない変更が生じたときは、更生債権者又は管財人は、遅滞なくその旨を裁判所に届け出、かつ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

第百二十六条第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

（退職手当の請求権の届出の特例）

第百二十七条の二 会社の使用人の退職手当の請求権については、その届出は、退職した後にするものとする。

2 会社の使用人が裁判所の定めた届出期間経過後更生計画認可の決定前に退職したときは、その退職手当の請求権の届出は、退職後一月の不変期間内にすれば足りる。

3 前二項の規定は、会社の取締役、代表取締役又は監査役の退職手当の請求権に準用する。この場合において、前項中「退職したとき」とあるのは、「退職したとき、又は第二百五十二条第三項の規定により解任されたとき」と読み替えるものとする。

第百三十条及び第百三十一条を次のように改める。

第百三十条 記名株式を有する株主として更生手続に参加することができる者は、株主名簿の記載によつて定める。

2 裁判所は、前項の規定により更生手続に参加することができる者を定めるため必要があるときは、二月をこえない期間を定め、会社に対してその期間内株主名簿の記載の変更をしないことを命ずることができる。

3 裁判所は、前項の期間をその二週間前に公告しなければならない。

第百三十一条 無記名式の株券を有する者が更生手続に参加するには、管財人に、株券を預託し、かつ、その氏名及び住所を届け出なければならない。

第百三十一條の次に次の一條を加える。

(株主の参加の許可)

第百三十一條の二 裁判所は、株主名簿に記載のない株主又は前条の規定による株券の預託をすることができない株主の申立てにより、その株主が更生手続に参加することを許可することができる。この場合においては、その許可に係る株式については、前二条の規定にかかわらず、許可を受けた者以外の者は、株主として更生手続に参加することができない。

2 裁判所は、株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 前二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百三十二條(見出しを含む)中、「更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改め、同条中

「株主表」株主の氏名及び住所
株式の額面無額面の別、種類及び数

を削る。

第百三十三條中、「更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改める。

第百三十四條の見出し中「書類等の備置」を「書類の備置き等」に改め、同条中、「更生担保権及び株式」を「及び更生担保権」に、「更生担保権者表並びに株主表」を「並びに更生担保権者表」に改め、同条に次の一項を加える。

2 管財人は、利害関係人の請求があつたときは、第百三十一條の規定による株式の届出に関する書類を閲覧させなければならない。

第百三十六條第二項中、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第百四十一條第一項中「会社並びに」を「会社、に」、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改め、同条第三項中「第十四条第三項及び第四項」を「第十四条第四項及び第五

項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 会社が無記名式の株券を発行しているときは、裁判所は、第一項の期日を公告しなければならない。この場合には、第十五条第二項の規定は、適用しない。

第百四十三條の次に次の一條を加える。

(退職手当の請求権の調査及び確定の特例)

第百四十三條の二 第百二十七條の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定による届出があつた場合においては、その届出があつた退職手当の請求権については、第百三十五條から第百四十二條までの規定による調査は行なわず、裁判所は、直ちにその届出があつた旨を管財人及び会社に通知しなければならない。その届出があつた事項について他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更が加えられた場合も、また同様である。

2 前条の規定は、前項の通知があつた日から三日以内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議がなかつた場合に準用する。

第百四十六條に後段として次のように加える。

第百四十三條の二第一項の規定による通知があつた日から三日以内に同項の退職手当の請求権について管財人の異議があつた場合も、また同様である。

第百四十七條第二項中「調査」の下に「(前条後段の場合にあつては、同条後段の規定による通知)を加える。

第百五十九條第三項中「会社並びに」を「会社、に」、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改め、同条第五項中「第百四十一條」を「第百四十一條第一項から第三項まで」に改める。

第百六十一條の次に次の一條を加える。

(商法による留置権の消滅請求)

第百六十一條の二 管財人は、更生手続開始當時会社財産につき商法による留置権を有する

者に対して、その留置権によつて担保された債権額、その債権額が留置権の目的の価額をこえるときは、その目的の価額に相当する金銭を供託して、留置権の消滅を請求することができる。

2 前項の規定により留置権が消滅したときは、その留置権を有していた者は、同項の供託金の上に質権者同一の権利を有する。

第百六十三條第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 更生債権者又は更生担保権者が支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知つて会社に対して債務を負担したとき。ただし、その負担が法定の原因に基づくとき、更生債権者若しくは更生担保権者が支払の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知つた時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

第百六十四條第一項中、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者」に改める。

第百六十九條中「並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び」を「届出をした更生債権者及び更生担保権者並びに」に改める。

第百七十六條第二項に後段として次のように加える。

第百七十六條第二項に後段として次のように加える。

第百七十六條第二項に後段として次のように加える。

第百七十六條第二項に後段として次のように加える。

第百七十六條第二項に後段として次のように加える。

第百七十六條第二項に後段として次のように加える。

第百七十六條第二項に後段として次のように加える。

2 前項の規定による評定は、会社の事業を継続するものとしてしなければならない。

第百七十八條第一項中「更生手続開始後遅滞なく、」を「前条の規定による評定を完了したときは、直ちに」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の一項を加える。

2 裁判所は、前条の規定による評定の完了前において必要があると認めるときは、管財人に対し、まだその評定の終わらない財産については商法第二百八十五條ノ二から第二百八十五條ノ七まで(財産の評価)の規定による価額を附して、更生手続開始の時における財産目録及び貸借対照表を作成すべきことを命ずることができる。

第百八十二條を次のように改める。

第百八十二條 前条の財産目録及び貸借対照表に記載すべき財産の評価については、第百七十七條の規定により評定した価額を取得価額とみなして、商法第二百八十五條ノ二から第二百八十五條ノ七まで(財産の評価)の規定を準用する。

2 更生計画案又は更生計画において譲渡することが定められている財産については、前項の規定にかかわらず、処分価額を附することができる。ただし、更生計画認可の決定前においては、裁判所の許可を得なければならない。

3 清算を内容とする計画案の作成について裁判所の許可があつた場合においては、第一項の規定にかかわらず、一切の財産について処分価額を附さなければならない。

第百八十八條中「会社並びに」を「会社、に」、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第百八十九條第一項中、「更生担保権及び株式」を「及び更生担保権」に改める。

第百九十条第一項及び第百九十三條中「会社

並びに「を」を「会社、」に、「更生担保権者及び」を「及び更生担保権者並びに」に改める。

第百九十四条第一項中「業務を監督する」を「事業を所管する」に、「その他の行政機関」を「その他裁判所が相当と認める者」に改め、同条第三項中「業務を監督する」を「事業を所管する」に改める。

第百九十五条第二項中、「更生担保権者及び株主（議決権を行使することができない者を除く。）」を「及び更生担保権者、株主」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議決権を行使することができない更生担保権者、更生担保権者及び株主に対しては、この限りでない。

第百九十五条中「又は」を「については」に改め、議決権を行使することができない更生担保権者の議決権の総額の五分の四以上に当たる議決権を有する者」に改める。

第百八条第五号中「管財人が」を「管財人又は会社の取締役が更生手続開始後に」に改める。

第六章中第二百十條の次に次の一條を加える。

（其益債権に基づく強制執行の中止等）

第二百十條の二 其益債権に基づき会社財産に對し強制執行又は仮差押えがなされている場合において、その強制執行又は仮差押えが会社の更生に著しい支障を及ぼし、かつ、会社が他に換価の容易な財産を有するときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、担保を供させ、又は供させないで、その強制執行又は仮差押えの中止又は取消しを命ずることが出来る。

2 裁判所は、前項の規定による中止の決定を變更し、又は取り消すことができる。

3 会社財産が其益債権の總額を弁済するのに足りないことが明らかになったときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、第一項の強制執行又は仮差押えの取消しを命ずることが出来る。

ることが出来る。

4 前三項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

第二百一十一條に次の一項を加える。

3 計画においては、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付与する旨を定めることができる。

第二百一十五條の次に次の一條を加える。

第二百一十五條の二 更生債権及び更生担保権については、第百二十二條の二第一項又は第四項（第百二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定による裁判所の許可を得て弁済したものを明示しなければならない。

第二百三十七條第一項中、「更生担保権者又は株主」を「又は更生担保権者」に改める。

第二百三十九條中、「更生担保権者表及び株主表」を「及び更生担保権者表」に改める。

第二百四十一條中「但し、」を「ただし、」に改め、更生手続開始後会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続き会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人として在職しているものの退職手当の請求権並びに」に改める。

第二百四十四條の見出し中「届出をしない」及び同条中「株式の届出をしない」を「更生手続に参加しなかつた」に改める。

第二百四十七條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第二百一十一條第三項又は第二百四十八條の二第一項の規定により会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付与された場合においては、管財人は、取締役が計画を実行するにつき、これを監督する。

第二百四十七條に次の一項を加える。

4 第二項の規定は、新会社（合併によつて設立される新会社を除く。以下本項中同じ。）の計画の実行に対する管財人の監督について、

第九十八條の二の規定は、新会社に対する管財人の調査について準用する。

第二百四十八條の次に次の一條を加える。

（更生計画認可後の取締役に対する権利付与）

第二百四十八條の二 裁判所は、更生計画に第二百一十一條第三項の規定による定めがない場合においても、相当と認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利を取締役に付与することができる。

2 裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を取り消すことができる。

3 裁判所は、前二項の規定による決定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

この場合には、第十五條の規定は、適用しない。

第二百五十四條第一項中「決定の時」の下に「又は計画において特に定めた時」を加える。

第二百五十五條第四項中「又は株主」を「又は株主」に改める。

第二百六十九條第五項中「第十九條」を「第十九條の二から第十九條まで」に改め、同条第六項本文を次のように改め、同項を同条第九項とする。

計画において新会社が会社から不動産又は船舶に關する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の四とする。

第二百六十九條第五項の次に次の三項を加える。

6 計画において会社が新株を発行することを定めた場合（次項に該当する場合を除く。）における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法（昭和四十二年法律第

あらたに払込み又は現物出資をさせないで新株を発行する部分に相当する金額以外の金額に對應する部分については、千分の三・五とする。

7 計画において会社が他の会社と合併することを定めた場合における新会社の設立又は合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額に對する部分に相當する金額及び更生債権者又は更生担保権者に株式を割り当てる部分に相當する金額以外の金額に對する部分については、千分の三・五とする。）とする。

8 計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合における新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主に對しあらたに払込み又は現物出資をさせないで株式を発行する部分に相當する金額以外の金額に對する部分については、千分の三・五とする。）とする。

第二百七十一條第二項中「更生手続開始後の」を削る。

第二百七十一條第一項中「会社又は」を「会社、」に、「更生担保権者若しくは」を「若しくは更生担保権者又は」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 計画の変更により第二百一十一條第三項の規定による定めを取り消したときは、裁判所は、その旨を公告しなければならない。この場合には、第十五條の規定は、適用しない。

第二百七十三條の見出しを「（更生計画認可前の廃止）」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第二百七十三條の二 更生計画認可の決定前に更生の見込みがないことが明らかになったと

きは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならぬ。

第二百七十四条の見出しを削る。

第二百八十三条中「又は第二百七十四条」を「から第二百七十四条まで」に改める。

第二百八十五条第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「保全管理人代理」を加える。

第二百九十二条第一項中「調査委員」の下に「保全管理人、監督員」を、「法律顧問」の下に「保全管理人代理」を加え、同条第二項中「管財人が法人であるときは、管財人」を「調査委員、保全管理人又は管財人（以下本条中「管財人等」という。）が法人であるときは、管財人等」に、「管財人が法人である場合」を「管財人等が法人である場合」に、「管財人の職務に關し管財人を管財人等の職務に關し管財人等」に改め、同条第三項中「管財人」を「管財人等」に改める。

第二百九十四条中「第四十一条第一項に掲げる者が同条（第四十一条）において準用する場合を含む。」を「会社又は新会社（合併）によつて設立される新会社を除く。」の取締役、監査役又は支配人その他の使用人が第九十八条の二第一項（第四十三条第一項、第三項、第九十一条の三又は第二百四十七条第四項において準用する場合を含む。）に改める。

第二百九十五条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第三百三十条第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

第二百九十五条第二項中「前項第一号」を「前項第二号」に改める。

（破産法の一部改正）
第二条 破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一項を加える。
雇人ノ預り金ノ返還請求權ハ破産宣告前六月

間ノ給料ノ總額ニ相当スル額又ハ其ノ預り金ノ額ノ三分ノ一ニ相当スル額ノ何レカ多額ナルモノノ限度ニ於テ之ヲ一般ノ優先權アル債權トシ但シ別除權ヲ行使スルコトヲ得ル請求權ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四百四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 破産債權者が支払ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知りテ破産者ニ對シテ債務ヲ負担シタルトキ但シ其ノ負担ガ法定ノ原因ニ基クトキ、破産債權者が支払ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知りタル時ヨリ前ニ生ジタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告ノ時ヨリ一年前ニ生ジタル原因ニ基クトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百二十条の次に次の一条を加える。
第二百二十条ノ二 前条ノ規定ハ破産財団ニ屬スル權利ニシテ登記シタルモノニ關シ第五百五十五條第一項ノ規定ニ依リ処分アリタル場合及其ノ処分ノ變更又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十一条中「前二条」を「第一百九十九条及第二百二十条」に改める。

第二百二十二条中「前三条」を「前四条」に改める。

第二百二十四条中「前四条」を「前五条」に改める。

第二百五十五条に次の一項を加える。
第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ裁判ニ對スル即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有セズ

（和議法の一部改正）
第三条 和議法（大正十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。
破産法第二百二十条ノ二、第二百二十二条及第四百二十四条ノ規定ハ債務者ノ財産ニシテ登記又ハ登録シタルモノニ關シ第二百二十条第一項ノ規定ニ依リ処分アリタル場合及其ノ処分ノ變更又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條に次の一項を加える。
前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有セズ
第四十五條中「第二十七條」の下に「第三十九條第二項」を加える。

（地方税法の一部改正）
第四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の七第二号の次に次の一号を加える。
二の二 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第二百二十六條の規定により更生計画において会社から新会社に移転すべき不動産を定めた場合における新会社の当該不動産の取得
附則
（施行期日）
1 この法律は、昭和四十二年十一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に更生手続開始の申立てがあつた事件（以下「旧更生事件」という。）については、この附則に別段の定めがある場合を除き、第一条の規定による改正後の会社更生法（以下「新法」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新法第十八條の二第三項、第十八條の三及び第二十條（第二十二條においてこれらの規定を準用する場合を含む）、第二十五條、第三十五條第二項、第四十七條第二項、第四十八條第一項、第四十九條、第五十三條、第五十四條第九号、第五十四條の二、第五十五條、第九十六條第二項及び第三項、第九十八條の二（第九十一条の三において準用する場合を含む）、第一百一条の三において準用する場合を含む）、第一百一条、第九十五条及び第九十七條第一項、第一百二十二條、第一百二十二條の二、第一百十九條の四、第一百二十三條第三項、第二百二十五條第四項、第二百二十六條第二項、第二百六十一條の二、第二百七十六條第二項、第二百九十四條第一項及び第三項、第

二百八条第五号、第二百一十一條第三項、第二百一十五條の二、第二百四十七條第二項、第二百四十八條の二、第二百五十四條第一項、第二百六十九條第五項、第二百七十一條第三項、第二百七十三條の二並びに第二百八十三條の規定並びに新法の附則でこれらの規定に係るものは、旧更生事件についても適用する。

4 新法第六十三條第二号の規定は、この法律の施行後に更生手続開始の申立てがあつた事件については、この法律の施行後に債務負担の原因が生じ、かつ、債務を負担した場合に限り適用する。

5 新法第二百六十九條第六項から第九項までの規定は、この法律の施行の日以後に受ける登記又は登録につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記又は登録につき課した又は課すべきであつた登録免許税については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に破産の申立て又は職権による破産の宣告があつた事件については、第二條の規定による改正後の破産法第三十九條第二項及び第五百五十五條第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 第二條の規定による改正後の破産法第四百四條第二号（和議法第五條並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百三條第一項及び第四百五十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に破産の申立て若しくは職権による破産の宣告、和議開始の申立て、整理開始の申立て若しくは職権による整理開始の命令又は特別清算開始の申立て若しくは職権による特別清算開始の命令があつた事件については、適用せず、この法律の施行後にそれら申立て、宣告又は命令があつた事件については、この法律の施行後に債務負担の原因が生じ、かつ、債務を負担した場合に限り適用する。

8 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた事件については、第三條の規定による改正後

の和議法第二十條第四項及び第四十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 第四條の規定による改正後の地方税法第七十三條の七第二号の二の規定は、この法律の施行の日以後の不動産の取得については、適用し、同日前の不動産の取得については、なお従前の例による。

(商業登記法の一部改正)

10 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「又は支配人若しくは」を「支配人又は」に改め、「管財人」の下に「若しくは保全管理人」を加える。

理由

会社更生法の運用の実績にかんがみ、各種の権利者の利害の調整を図るため中小企業者の債権及び使用人の退職手当債権を優先する等の措置を講じ、更生手続の濫用を防止するため更生手続開始前の保全処分制度を改善し、裁判所の補助機能を強化するため調査委員の制度を拡充する等更生手続の円滑化及び合理化を図るとともに、これに関連して破産法等の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

会社更生法の一部を改正する法律案

会社更生法の一部を改正する法律

会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二條に次の一項を加える。

4 会社が親事業者(下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)に規定する親事業者をいう。以下同じ。)であるときは、最高裁判所規則の定めるところにより、申立書に会社の下請事業者(同法に規定する下請事業者をいう。以下同じ。)で会社に対して下請代金(同法に規定する下請代金をいう。以下同じ。)に係る債権を有するものの更生手続開始の申立てに関する意見書を添付しなければならない。

第三十五條の次に次の一条を加える。
(下請事業者の意見等)

第三十五條の二 会社が親事業者であるときは、裁判所は、会社の下請事業者で会社に対して下請代金に係る債権を有するものに対し、会社の更生手続開始について意見の陳述を求めなければならない。

2 裁判所は、前項に規定する意見の陳述の期日を公告しなければならない。

第三十八條第六号の次に次の一号を加える。
六の二 会社の使用人の不当な人員整理を目的として申立てをしたとき。

第三十九條第一項に次のただし書を加える。
ただし、会社の使用人の給料の支払、会社の使用人の預り金の返還及び下請事業者が会社から支払を受けるべき下請代金の弁済を禁止してはならない。

第百十九條後段中「更生手続開始前六箇月の会社の使用人の給料並びに」を「更生手続開始の申立ての日前六箇月及び当該申立ての日から更生手続開始までの間の会社の使用人の給料」に改め、「返還請求権」の下に「並びに下請事業者が会社から支払を受けるべき下請代金で、更生手続開始の申立ての日前六箇月間及び当該申立ての日から更生手続開始までの間に会社が下請事業者から受領した給付に係るもの」を加え、同条に次の一項を加える。
2 更生手続開始前の原因に基づいて生じた会社の使用人の退職手当も、また前項と同様であることのできる額は、次に掲げる額とする。

一 会社の使用人が更生手続開始前に退職したときは、その退職手当の額。ただし、その額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額をこえるときは、そのこえる額を除く。
二 会社の使用人で更生手続開始後引き続き会社の使用人であつた者が退職した場合において、第二百八條第二号の規定によつて共益債権とされる退職手当の額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額に満たないときは、

その更生手続開始前の会社における在職期間に係る退職手当の額。ただし、その額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額と同号の規定によつて共益債権とされる退職手当の額との差額に相当する額をこえるときは、そのこえる額を除く。

第二百八條第二号中「費用」の下に「(会社の使用人の更生手続開始後の会社における在職期間に係る退職手当を含むものとする)」を加える。

第二百七十九條第一項中「退職手当」の下に「(第百十九條第二項第二号の規定によつて共益債権として請求することのできる退職手当の額があるときは、その額を含む)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九條第二項第二号の規定によつて共益債権として請求することのできる退職手当の額があるときは、その額を加算する。
第二百九十一條の次に次の一条を加える。
(過怠更生罪)

第二百九十一條の二 会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人が更生手続開始の前後を問わず、次の各号のいずれかに該当する行為をし、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 更生手続開始を遅延させる目的をもつて、著しく不利益な条件で会社に債務を負担させ、又は信用取引により会社に商品を買入れ、著しく不利益な条件でこれを処分すること。

二 更生手続開始の申立てをすることができず、事実があることを知つていのかかわらず、特定の債権者に特別の利益を与える目的をもつて、会社の財産を担保に供与し、又は会社の債務を消滅させる行為で会社の義務に属せ

ず、又はその方法若しくは時期が会社の義務に属しないもの

三 法律の規定により作らるべき商業帳簿を作らず、これに財産の現況を知るに足りる記載をせず、若しくは不正の記載をし、又はこれを隠匿し、若しくは棄すること。

2 前項の規定は、刑法に正条がある場合には、適用しない。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)
2 この法律の施行前にすでに更生手続開始の申立てがなされた事件については、なお従前の例による。

理由

会社更生法の運用の現状にかんがみ、下請事業者及び会社の使用人の保護を図るため裁判所は下請事業者に対し会社の更生手続開始について意見の陳述を求めなければならないこととし、及び一定範囲の下請代金はこれを共益債権として請求することができることとし、並びに共益債権として請求することができる会社の使用人の給料及び退職手当の範囲を広げることとする等所要の整備をすることともに、過怠更生罪を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大坪委員長 ます、政府及び提出者より、順次提案理由の説明を求めます。田中法務大臣。

○田中法務大臣 会社更生法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、会社更生法の運用の実績にかんがみ、中小企業者の債権の優先その他の各種の権利者の利害の調整を行ない、保全処分制度の改善その他の方法の方法による更生手続の乱用防止の対策を講じ、調査委員の制度を拡充する等、更生手

続の円滑化及び合理化をはかるため早急に改正を必要とする事項について、会社更生法等の一部を改正しようとするものであります。

次に、この法律案の要点を申し上げます。

第一に、中小企業者の債権の弁済許可の制度を創設いたしました。すなわち、中小企業者の更生会社に対する債権については、管財人の申し出に基づく裁判所の許可により、更生手続中同時に弁済することができるようにして、更生手続の開始に伴う関連中小企業者の連鎖倒産を防止し得るよういたしました。

第二に、更生計画の認可前に退職する使用人の退職手当の請求権については、現行法上は共益債権とならないものを含めて、退職前六カ月間の給料相当額またはその退職手当の三分の一に相当する額のうち、いずれか多い額を限度として、共益債権とすることといたしました。

第三に、使用人の社内預金については、更生手続開始前六カ月間の給料相当額または社内預金の三分の一に相当する額のうち、いずれか多い額を限度として共益債権とし、その他の部分を優先的更生債権として、会社更生法上の社内預金の地位を明確にするとともに、破産法においては、右の共益債権と同じ範囲のものを優先的破産債権に格上げして、これを現行法におけるよりも保護することといたしました。

第四に、更生会社を破綻に導いた不適任の役員が、更生手続開始の申し立て後も、そのまま会社事業の経営に当たるとする弊害を防止するため、保全処分により、保全管理人による会社事業の経営または監督員による取締役の行為の監督を命じ得ることに改めて、更生手続の乱用防止の対策を講ずることといたしました。なお、保全処分発令後は、更生手続開始の申し立ての取り下げを制限することとして、その対策の一助としております。

第五に、利用範囲の狭い現行法の調査委員制度を拡充しまして、更生手続の開始の前後を問わず、いつでも調査委員を選任することができ、かつ、裁判所の必要と認める一切の事項につき調査

を求め得るものとし、これによって、裁判所の補助機関を強化することといたしました。

第六に、関係人集会において更生担保権の減免等の定めをする更生計画案を可決する際の可決の要件については、更生担保権者全員の同意が必要であるとされている現行規定を改めまして、これを五分の四の多数決によるものとして、更生手続の円滑かつ適正な進行をはかることができるよういたしました。

以上のほか、電気、ガス等の継続供給契約に關して生ずる債権関係の明確化、更生手続開始前の事業経営に不可欠な借り入れ金の返還請求権等の共益債権化、租税等の請求権の取り扱いの緩和、財産評価の基準の確立、更生計画認可後における管財人と新取締役との権限の明確化、更生手続の廃止の容易化等をはかることといたしました。

以上がこの法律案の要点であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださることをお願いいたします。

○大坪委員長 次に、田中武夫君。

○田中(武)議員 社会党提出、会社更生法の一部を改正する法律案について、提案者を代表して、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、会社更生法は、株式会社の持つ社会的、経済的価値にかんがみ、会社事業の維持更生をはかるため、株主、債権者等利害関係人の利害を公平かつ迅速に調整するものであります。ところが同じ株式会社であっても、中小企業、下請企業は、管財人の選任、更生計画樹立の困難性等の理由から、会社更生法の適用を受けることが困難であり、会社更生法によって保護されるのは、ある程度以上の企業に、限定されているのが実情であります。この結果、これらの企業は、会社更生法によって再建の方途が講じられ、

ときには会社更生法を濫用し、計画倒産をすることも不可能ではありません。現にそういう事例も多いためです。このような場合、大口債権者である銀行、系列親企業等は、事前に相談を受

け、被害を最少限度に食いとめるため、いろいろな手段を講じるのが普通であります。ところが、無担保債権者である中小企業、特に下請企業は、その従属的關係から平素不利益をいられている上、全く知らないうちに更生手続開始申し立てが行なわれ、はなはだしい場合には、申し立ての日まで納品を余儀なくされ、しかも下請代金は、更生債権として凍結されてしまふのであります。もとより下請企業には、更生手続の終結まで下請代金の回収を待つ余裕があるはずはありません。また金融機関からの約手買い戻し請求に応ずる力もないのであります。結局、関連倒産として自滅するばかりなのであります。

しかるに現行会社更生法は、こうした点について、単に形式的公平を考へるにとどまり、経済の実態に即応した実質的公平については、何らの配慮もしていないのであります。つまり、会社更生法は、下請企業の犠牲において親企業を更生せしめる機能を果たしており、子の犠牲によって親を助ける法律となつてゐるのであります。

このような会社更生法は、経済不況期に最も多く利用される關係上、下請事業者の受ける犠牲はきわめて深刻なものであります。加うるに、最近においては、景気回復が著しいといわれた昨年でも、企業倒産は、六千八百七十七件と戦後最高を記録し、更生手続申し立て件数、開始決定件数とも相当数にのぼつてゐるのであります。いまや会社更生法は、好況期における企業倒産の増大という日本経済の新たな局面を迎え、恒常的にその弊害を露呈してゐるのであります。

すでにわが党は、山陽特殊製鋼をはじめ相次ぐ倒産事件において、このような会社更生法の欠陥が露呈され、大きな社会問題となつた当時、直ちに下請事業者の保護を中心とする改正案を国会に提出したのであります。

これに対し政府は、四十年末における法制審議会会社更生部会の設置まで、会社更生法の適用による弊害をいたすに放置し、今日ようやく改正案を提出したのであります。まことに怠慢といふ

べきであります。しかも、その内容たるや、かなり広範にわたつてゐるとはいふものの、法改正の最も重要な課題である下請事業者の保護については、はなはだ形式的な規定になつてゐるのであります。すなわち、第一に、更生債権の弁済の許可は、「更生会社を主要な取引先とする場合に限られるため、更生会社に対する依存度の低い中小企業者は対象になり得ないこととあります。第二は、「事業の継続に著しい支障をきたす虞れがあるとき」に限られるため、その判定が困難であり、かつ管財人の申し立てが要件になつてゐることとあります。第三は、弁済の許可については、裁判所が一切の事業を考慮するため、更生に支障を来す場合は弁済が拒否されるおそれがあることとあります。これでは、下請事業者の利益保護は単なる空文に帰すると言つても過言ではないと思ふのであります。

したがって、われわれは、わが党案のように、下請事業者の関連倒産を防止し、その利益保護をはかるため、一定範囲の下請代金債権は、当然自動的、確定的に共益債権とななければならぬと思ふのであります。もとより、われわれは、会社更生法を経済の実態に立脚した合理的な姿で機能せしめるためには、会社更生法のあり方全般について、今回の政府案のような中途はんば形ではなく、より根本的な検討が必要であると考へます。しかし、当面下請企業者について明確な保護措置を講じ、あわせて労働者の利益保護等をはかることがまずもつて必要であると考え、ここに本改正案を提出した次第であります。

次に、改正案の内容を御説明申し上げます。その第一点は、更生手続開始申立書に下請事業者の意見を添付させるとともに、裁判所に対し、下請事業者の意見の陳述を求めることを義務づけることとあります。すなわち、会社更生法の適用は、下請事業者の存立にかかわる重大な問題でありますので、親企業の一存で決定させることなく、下請事業者の意見を十分反映せよとするものであります。

以上、簡単に提案理由及び改正の要旨を御説明
 以上申し上げましたが、親会社の会社更生法適用の陰
 に泣く多くの中小下請事業者を救うために、何と
 ぞ十分御審議の上すみやかに政府案にかわる社会
 党案に御賛同くださるようお願い申し上げます。
 説明を終わります。

○大坪委員長　以上をもちまして、両案に対する

提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は、後日に譲ります。

○大坪委員長 次に、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 御承知のように、刑法の改正は過去二回の国会におきまして、本委員会におきましては、あらゆる角度からすでに質疑は行なわれたと思ふのでありまして、私も委員といたしまして、私うのでありまして、あらゆる角度から質問を過去二回やったつもりでありますので、あまり重複することは避けて、その後いろいろ新しい事態も出てきておりますので、それらについて若干質問をいたしたいと思ふわけであります。

第一番目には、幸い大臣おいででございますので、大臣にお尋ねをいたしたいと思います。申し上げるまでもなく、この改正はいわゆる社会的

に非常に重大な責件ある事故について、いままですら以上に重く処罰をしようというのがこの趣旨だとして行政罰的に、たとえば駐車違反でありますとか、信号を見そこなつた違反でありますとか、刑事罰としては相当酷に失する、いわゆる前科者に失するに酷に失するといふものも私はないとは言えないと思うのであります。そういうような面から言ひましたしまして、これは当委員会の管轄ではございせんが、反則金通告制度も今国会に提出されておるようであります。詳細な研究はしております。

せんけれども、あの制度はいわゆる取り扱ひを簡易にするということが主でございまして、先ほど申し上げましたように、処罰と申しますか、これを本質的に変えるものではないようでありまして、しかし、法律的名ものの考え方からいたしますと、同じ一つの対象のものを、いわゆる反則金を納めた者は簡易な取り扱ひにして前科者でなくし、またこれに不服な者はいまままでおりの取り扱ひによつて、犯罪としてこれを処罰しよう、同じ事実を当人のものの考え方いかんによつて、一方に金を納めれば処罰をされない、それに文句を言つた者をいわゆる正式な手続によつて処罰をするといふことは、法律的名ものの考え方からはたはたしていかげなものか、これはもちろん現在のよう非常に数が多いから、これを何とか簡便に取り扱おうといふものの考え方の処理としてはわからぬわけではありませぬけれども、やはりすつきりしないものがあるのじゃないか、やはり私といたしましては、これはいまままでの犯罪の範疇からははずすことこそすつきりした取り扱ひになるんじゃないかといふふうに思うわけですが、大臣としてはいかがお考えでありますか、この際お伺ひたいと思います。

○田中国務大臣 最近激増してまいります道交法犯と反則金制度の問題は、大竹先生御説のとおり、その点が一つ問題点であらうかと思ひます。

しかしながら、今度のこの反則金を適用いたしました範囲が、いまおことばの中にもありましたように、きわめて軽いものについて、しかし数は非常に多いのでございますが、数は多いが、犯罪そのものといしましては非常に軽いものについてののみ局限をいたしまして、この制度をひとつやってみようという政府の方針になったわけでございます。そういうことでございますし、本来と申しますと、本人がいやだと言った場合、本人の意に沿わない場合は、軽い場合といえども刑事訴訟手続によつて、略式から、あるいは公判請求から出発をいたしますという筋になるわけでございます。そういう制度は今後も続いてあるわけでございます。

す。過去においては、そういう軽い犯罪は、刑罰として課せられた、この制度ができると、この制度以降においては、本人の意思いかんによつては反則金で済むという不合理が実はあるわけであります。この制度を立てます上から、何かこの不合理を除く道はなかりうかと考えるのでございますけれども、過去における軽い部分についてこの犯罪を消すというような方法をかりに考えるといったしますと、一応理屈が合うように見えるのであります。が、本人の意に反する場合は、やはり、これは略式もしくは公判請求措置として事件が従来の手続にのつていくことはあとに残るわけで、どうも過去を消すというだけではその点が公平にはいかない、こういうふうに考えてみますと、幾らか道理に合ふぬところはあるわけでございしますが、過去はひとつこのままにおきまして、将来の問題として、意に反せざる限り、本人が承諾する限り、この反則金制度というものをとつて、犯罪をめぐる手続その他の混乱をひとつ救つていきたい、こういう考えから提案をいたしました次第でございます。

○大竹委員　いろいろ反則金の問題については議論があると思いますが、これはやはり警察のほう

の關係もございますし、いずれ自治大臣にもお伺いをいたしたいと思っておりますので、きょうはこの程度にしておきたいと思っております。

次に、最近非常に問題になっておりますことで、運転免許申請の際の精神病その他中毒患者でありますか、そういう者でないという診断書をつけなければいけない。もちろん、運転免許申請の際ばかりじゃございません、今度は免許証を、何年に一度ですか、切りかえるときに、精神病でないという診断書をつけなければならぬという、道交法施行規則ですかの改正によりまして、本年四月からこうなつたというのであります。

それで思ひ出すのでありますが、たしか四十八国会で私はこの問題について質問をいたしました。それはどういふことかと申し上げますと、非常に大きな事故を起こす、あとでいろいろ運転者を調

べてみたら、精神的な非常な欠陥があるのじやないかということがわかった。また、たしかあのとき、当時警察からお出しくださった資料を拝見しますと、精神病その他の病院へ入っている人間を調べてみたら、免許証を持っている人間がたゞさんいたという資料も出ております。そういうようなことで、もちろん事故が起きてしまつてからでも、二度と事故を起こさぬために精神を鑑定することも非常に大事なことであります。もう一步進めて、免許証を取るときに、何とか精神面の鑑定と申しますか、診断と申しますか、そういうものをやることを心がける必要があるんじゃないかということを質問いたしました。

それでそのときの政府委員のお答えは、運転免許試験の際の受験者に対する精神鑑定については、目下簡単ではあるが、確実な方法を鋭意研究中だということであつたのであります。

その後いろいろなきさつがあつたと思ひますが、そういうようなことで、この診断書を提出するようにという制度をおとりになつたのだと思ひますけれども、その後わずかしかつたておりませんからあれでありますけれども、新聞その他テレビ等でもこれは非常に大きく取り上げられて、いろいろな問題を提起しておるようであります。またこのほの關係の学会であります日本精神神経学会でありますか、これらにおきましても、新聞等において相当批判をしておられる面もありません。もちろん、私はこのほの専門家でございます。それから、精神病のお医者さまは日本じゅうで三千人しかいらつしやらぬ。そうして、もちろんこの診察は精神病のお医者さまでなくて、医者はだれでもいらしいのであります。免許を新たに取る人、または免許の切りかえをする人、合わせると何か四、五百万人もいます。とてもこれは丁寧な診察とか鑑定なんてできるわけではないのでございまして、実際に行つた人の話を聞いても、ただ住所と年齢を聞くだけで、あとは書いてもらふのだというふうな話を聞いておるわけがあります。そ

ういうようなことで、いろいろ新聞その他から見ても、どうも無責任な——そんなことを言つてはおしかりを受けるかも知れませんが、責任のあるお医者さまはほんの手が鈍るというふうなことも言われておるわけでありまして、そういうふうなことからいひまして、もちろんこういう制度はないよりはあつたほうがいいかとも思ひますが、あまり実効はないのじやないかという点も考えられるわけでありまして、始めて二、三ヶ月かそこらしかたつておらぬわけですけれども、これを採用されるに至つたいきさつでも申しますか、それから実施をした後の実情なども申しますか、それらをあわせてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○阪田説明員 診断書採用制度であります。先生がおっしゃいましたように、四十八国会においても先生の御質問がございましたように、その点についていろいろと検討いたしました。その問題は、いわゆる生活テストを実施して、そしてなるべく排除したいというふうな問題であるとか、あるいは集団脳波検査というふうなことが含まれておつたわけでありまして、実はすでに御承知のように、精神病者等には運転免許を与えない、この規定されておるながら、その方法がなかつたわけでございます。現在警察官自身によつて、あるいは事故が発生した場合、あるいは違反の場合、その他の場合を含めまして疑わしいという者を発見して、それを専門の鑑定医等に見ていただいて発見したものが、昨年一年間で三百三十四名でございます。しかし、それだけでは法の精神にも合いませんので、何らかの具体的な方策をもつて精神病者に与えないというこの実効をあらしめたい、このようにして方策を考えたいわけでございますが、あらゆる方法を考えましてもなかなかいい方法が思ひつかつたのでございまして、それでいただいた診断書添付制度というものを實際にお願いして、総理府令でつくつたわけでございます。しかしながら、これにつきましては、私たちは決して完全なものであるとは考えておりません。千段の階段のうち一段だけをのぼつた、このようない考え方を持っております。そして精神病者等の起こす事故と申しますものは、数は少のうござい

ますが、一たび起こりますと相当大きな事故が起つておるといふのが実態でございますので、さらにその一歩前進したものを二歩、三歩前進させたいという点で、将来精神衛生学会等とも話し合ひをいたしまして、具体的な方法を階段をさらにのぼるために考えていきたい、このように考えている次第でございます。

○大竹委員 いまもお話ございましたように、事故が起きてから、起こした人間について各都道府県においては臨時適性検査場ですか、こういうものを設けておやりになるということとは、この前の国会においても御答弁がございましたし、いまもそういうお話があつたのであります。最近の新聞その他でもいろいろ書いてございまして、けれども、これは本人が申し出た場合にやるのであつて、強制的に検査とでも申しますか、鑑定とでも申しますか、そういうふうなことをする制度にはなつていないというふうな聞いてゐるのであります。その点はいかがなものですか。

○阪田説明員 おっしゃるとおりでございます。たとへば重大な事故が起こりまして、そこに立ち会つた警察官が、これは精神病者らしいというふうに判断いたしましたけれども、強制的に診断を受けるというわけにはまいりません。もちろん、これがあるいは裁判となり、鑑定という問題になれば別でございますが、普通、そうでない場合におきましては、強制ということはできないので、任意にその人に専門医にかつてもらう、こういうふうな制度でやつておるわけでございます。

○大竹委員 これはだけれども、私、法律のたてまえとして、強制的に精神鑑定というものはできないやうになつてゐるのかどうかわかりませんが、いづれにいたしましても、公安委員会が行政上の処分としては、場合によつては免許の取り消しをすることができるようでございますから、そういう

ような資料としても、その人間の精神的な鑑定というものが、その前提条件として、本人が承諾しない以上は絶対にできないという制度そのものが私はおかしいと思ひますが、それはどうなんですか。

○阪田説明員 なかなかむづかしいことでございます。まして、道交法では一応義務づけられておりますが、これを強制すべき罰則というものが現在ございませんので、強制を事実上できない、こういうことでございます。

○大竹委員 それで、たとえば公安委員会が免許証を取り消す場合にも、いわゆる精神状態の不適合だということとを条件としての取り消しは、もちろん本人が任意に申し出て検査をして、その上で、これは精神の欠陥があるということで免許証を取り消す場合は別であります。それでない場合には、本人が承諾しない場合には、精神の欠陥を条件として取り消しはできないということになるのですか。

○阪田説明員 事故が起こりました場合において、たとへばてんかんであるとか、精神上の欠陥において、あるいは人を殺し、あるいは人を傷つけたという結果が出てくるわけでございますが、その原因というものが、確かに精神病的なものであるけれども、その事故で人を殺したとか、あるいは傷つけたという点に關しまして、それはあるいはその結果が居眠り運転であるとか、その中間にいろいろ原因がございまして、その原因と、そしてその事故を起こした結果と合致せまして、あるいは取り消し、あるいは停止というふうな行政処分を、公安委員会が行なつてゐるというわけでございます。

○大竹委員 次に、別なことをお伺ひしたいのですが、現在の免許許可制度のあり方について、この前にも疑問を持つて質問したのですが、つい最近、御承知のように千葉県で免許を持たない警察官が、警察の人員輸送の大型車を練習しておつた。隣りの助手台には、免許証を持つた警察官が乗つて、構内で練習をしておつたうちに、急に、

免許証を持たないですから運転を誤ったのでしょ
うか、構内から外へ飛び出して、幼稚園に通う園
児を傷害したという事実が大きく取り上げられた
わけでありました。もちろん、いまどきの若い警察
官で、運転できないような警察官というものは
あってはならないと思いますので、もう警察官に
なった人は、ほとんど全部の人が運転を習得すべ
きだと思つていますが、それならば警察官が免許を
とるためには、一体どういふふうなやり方をして
免許をとらして貰ひたいのか。これはもちろん
中央のほうで統一的に指導しておられれば、それ
をお聞かせいただきたいし、また各県によつてそ
れぞれやり方が違つておれば、お聞かせいただ
きたいと思ひます。

○阪田説明員 最初に、警察官が千葉県で園児を
けがさせたというにつきまして、あらためて
お話をいたします。

警察官の運転免許取得の状況でございますが、
警察官は、採用されるときに一年間警察官の一般
教養を受けます。その後四カ月間、それぞれの管
区において教育を受けるわけですが、この四カ月
間の内において、その全部が全部というわけには
まいりませんが、一部の者に運転免許証をとらせ
ることに練習させておることが一つございま
す。それでも十分にとれませんし、しかも、警察
官としては、現在なるべく多くの者が運転免許証
をとらねばならない状況にございますので、その
他の者につきましては、警察庁も指導しておりま
すし、各県も実行しております。各県にそれぞれ
自動車指定教習所というものがあつて、そこ
にできる限り時間をさいて、たとえば夜間などに
通わせまして、できるだけ多くの者に運転免許を
とらせるような方法をとりましてやつておるのが
実情でございます。

○大竹委員 大体、私の想像してたとおりであ
りますが、それならばなおのことであります。が、
いまのようなちゃんと練習する教習所を心配をし
て、そこでやるようになっておるならば、構内

で、環境が十分そのように整つていないところで
練習をするというようなことは、警察として十分
注意をしていただかなければならないことであり
ますが、それにつけてもやはり私はこの前に質問
した私の考えが正しいと申しますか、当たつてお
ると申しますか、そういうふうに考えられてなら
ないのではありませんが、やはり運転免許を与える制
度が二本建てになつておるといふことが非常にい
まのような事件を起こすものになつておるのじゃ
ないか。片一方においては、ちゃんと教習所にお
いて、一定の、何時間でありましかかりませんが、
ハンドルの正規のところで持たなければならぬ
証はもらえないといふことになつておるにもかか
らず、一方においては県の試験場において、ど
ういふような経歴で、どれだけの實力を持ってい
るかは別として、いきなりそこへ来て試験を受け
られるという制度そのものに非常に欠陥があるの
であつて、行つてすぐ受けられるからどこで
も、どんな方法でもハンドルをある程度持て
ば、そこへ行つて試験を受けられるといふことに
やはり欠陥があるんで、いまの警察官にしても、
おそらく試験場へ行つて——いまのお話だと、警
察のほうでは、そこへ行つて練習をするようにい
ろいろ御心配になつたのかも知れませんが、い
ま、また警察官も警察官としていろいろ仕事もあ
るであつて、そこへ行けないといふこと
にでもなれば——片一方においては、そこへ行か
ないでも、ほかの、県の試験場で受けられるとい
うことになつておるならば、暇なときには練習生と
なつてそこへ行くとおるとおると思つておるの
であります。そういうふうなことに、これはやは
りお考えにならなければならぬと思ひますが、
何か警察庁として考えていらつしやるか。

○阪田説明員 日本の現状におきまして、確かに
いまおつしやいました二つの方法がございま
すが、その二つの方法の中で、確かに先生のおつ
しやいますように、警察における試験場におい
て、どこで練習してきたかわからない人を、急に
試験をして通すという方法よりも、やはり千百幾

つ現在できております指定自動車教習所に通つ
て、そうして正規の練習をし、実技あるいは学科
等をそこで習ひ、そうして運転免許証をとるとい
うのはやはり私は理想的であらう、近い将来には
そういう方向にやはり持つていくべきだと、私も
このように考えております。

○大竹委員 次に、いまのこの警察官の問題で、
同乗で運転免許を持った方が乗つておられたとい
うことでありますが、これはいまのような場合は
かりでなく、私は非常に疑問を持しますことは、
路上教習といつて、現在でも自動車学校でいいか
げん——もちろんある程度、技術が八分も九分も
上達したところでやるんでありましようが、仮免
許と称して路上を、隣には資格者が乗つておつ
て、そして片一方にはいわゆる教習所の生徒が
乗つて運転をさせるようなやり方、これでもし
事故が起こつた場合には、一体この教習生があれに
なるんであります。それとも隣に乗つておるい
わゆる教官が責任を負うんであります。これは
刑事局長もいられますから、あとであわせて私
はお聞きしたいと思つております。この点どう
ですか。

○阪田説明員 私ども、四月から路上教習という
ことを制度化いたしました。教官が同乗いたしま
して町に出てやる、こういふことでございま
すが、その場合に、なるべく事故のないようにとい
うことを前提としておりますが、万一事故が
起こりました場合には、同乗して
指導員、その人に責任を負わせる、こういふこと
でございます。

○大竹委員 これは、そうするとどういふことに
なりますか。その人、自動車のハンドル持つてな
いんです。ハンドル持つていなくて、その人が
責任を負うんです。そしてそのハンドルを持つ
ていた、いわゆる学校の生徒ですか、その人には
全然責任がないんです。私はどうも、このいま
までの道交法の責任なんかはそういうふうには考
えられないような気がするんですが、それでよろ
しいのですか。

○阪田説明員 間違ひました。一義的にはその本
人に責任がございしますが、しかし、路上教習をい
たします自動車には、指導員のすわつておるこ
ろにもブレーキ等も備へつけてございします。で、
そういう意味において指導員そのものにも責任が
ある、かように考えています。

○大坪委員長 関連して、沖本君。
○沖本委員 では、飛行機の免許をとるまでの操
縦法の訓練も同じ方式になるわけですか。同じと
考えてもいいわけですか。
○阪田説明員 飛行機の場合は、私よく存じませ
んののでわかりませんが、先ほど間違つて答へ、ま
たあらためて御返事いたしましたように、やはり
第一義的には本人ですが、横にブレーキもあると
いう意味において、そうして運転を教へておる
といふことにおいて、その指導員に責任があると考
へます。

飛行機のことについては、ちよつと私よくわか
りませんが、申しわけございません。
○大竹委員 刑事局長がおられますが、責任の何
といひますか分担といふことについては、どうお
考えになりますか、いまの問題について。
○川井政府委員 一がいに申し上げるわけにはい
かないと思ひますけれども、たとえば、先ほど例
をあげまして御質問の中にありました千葉県の警
察官の例であります。隣に免許を持った警察官
が乗つておりました。無免許の警察官が事故を起
こした、こういう事実がございしますが、この事件
も、まだ最終的には処理はきまつておりません
が、助手席に乗つておった者につきましては、無
免許の運転を知りながら容認しておつたといふこ
とで、刑法にいう無免許の補助犯として事件を処
理するといふふうなことになるおつておるやうであ
りまして、この場合におきましては、不幸にして起
こした過失について、助手席の免許を持つておる
警察官がどの程度の責任を負うかといふことは、
これは事実問題と関連いたしまして、たいへんめ
んどない問題があると思ひます。過失でありまし
ても、共同過失といふことが法律上あり得ますの

で、もう少し実態を調べて、隣に乗っていった警察官につきましても過失の有無を調べて、それと同じように過失の責任を負うべきだというふうな事実関係になっておれば、隣に乗っていった無免許の警察官とともに、過失責任を負う場合も出てくるのではなからうか、かように考えております。

いまの一般的な問題といたしましては、やはり無免許とか、酒酔い運転とかというふうな、道交法の故意犯の問題と、それから、何と云いますか、結果において起こされた過失犯と二つに分けて考えまして、共に負う場合もありましようし、あるいは単なる補助に終わる場合もあるんじゃないかと思つたので、一般的にいえば補助犯として処理するといふ場合のほうが、むしろ法律的な処理としては多いのではなからうかと思つた。事実関係が、いま申しましたように共同のハンドルを持つてゐる――ブレーキだけではどうかというところが問題になると思つたけれども、共同のハンドルを握つて運転しておつたという、そういうふうなものも飛行機その他に事実上あるといふならば、そのような場合においては同じような責任を負う場合も出てくるのではないかと、いろいろなことにならうかと思つた。

○大竹委員 だから、これは私は非常に困つた問題だと思つてゐるのです。教習所のような一つのきまつたところでそろそろやつてゐる者が、免許をもらつたといつて、急に雑踏してゐる町に出てきて自由にハンドルを持つといふことは、これは私は非常に危険なことだと思つた。そうかといつて、いま私が申し上げましたように、仮免許、それこそまだほんとうの免許を持たない人間が――幾ら指導者がそばについていたからといって、自分はハンドルを持つてゐるのだからだといつても、ハンドルを切るわけにいかぬのですから、そういうものも必要――もちろん一人前になるには、外に出して幾らか練習させる必要があるとは思つたけれども、それをやるということは私は非常に危険なことだと思つたのでありますが、それ

についていまだで何か大きな事件というものが起きたことないのですか。私はこれが大きな事件にでもなつた場合には、自動車学校なんかとても困つたことになるのじゃないかと思つたのですが、そういうことについて警察あたりではどう御指導をしてゐられるのですか。新たに路上教習といふものができた。私はそのできた趣旨はわかつてゐるのですが、その事故なんというところを考えた場合に、私はこれは非常におそろしいあれじゃないかと思つたのでありますが、それについてどうお考えになりますか。

○阪田説明員 たいへんむづかしい問題でございますが、実は教習所という、いわゆる箱庭と申しますか、で練習して、そして免許を与えるという方法は、外国には非常に少ないわけでありまして、日本の場合においてはそういう制度ができておりますが、たとえば教習所の場内だけで練習をして、その結果免許をとつて出た場合に、出たそのときに相当あふないという問題と、いま仮免許をとつて、途中に路上に出してやることのあるなままとこの二つがてんびんにかかるといふわけでございまして、いずれをとるべきかという問題が実はございします。そのうち、いずれも絶対といふことは申し上げかねるのでありますが、どちらかといふと、やはり仮免許をとりまして、指導員を同乗させて路上教習を教習課程の中に入れておくほうが、若干いいのではないかと、こゝろでございまして、いままで路上教習中において大きな事故があつたといふことは、制度ができてからまだ浅うございしますが、私は聞いておりません。そういう実情でございます。

○沖本委員 関連して、同じようなことなんですけれども、これは相当考へていたのだとは思つて、いつかいただかなければならぬと思つたのです。といふのは、結局国鉄あるいは私鉄でも、すべて同じ方式でやつてゐるわけですね。一人前の運転手さんになるためには、横に指導員がついて、実際に軌道の上を同じ方式で走るわけですから、同じ可能といふものはすべて条件として整うわけ

です。航空機の場合も同じことが言えますし、もう一つひどいのは、消防車の場合でも同じことが言えるわけですね。ですから、免許を持つていても、消防自動車は十分に運転可能になるまでは、免許を受けてゐる人でもやはりスピードを多く出すわけですから、同じ条件のもとに同じ事故が起きる可能性も十分あります。パトカーの場合も同じことが言えると思つたのです。そういう点を考えると、やはりこの分だけを相当重要視して考えて、明快にしたいだかなければならぬのじゃないか。それからまたあわせて、結局ダンブカーならダンブカーでも、助手と運転手がかわつてゐるというふうなことは日常茶飯事にあるわけですから、この前もスポーツカーで、いわゆる無免許で、酔つぱらひで事故を起こすという事件もいろいろありまして、それが非常に大きな事件、事故の原因にもなる場合があると思つたのですが、そういう点についてどういふお考えであるのか、またどうなさるうとなさるのかという点について伺いたいと思つた。

○阪田説明員 いま、教習途中において仮免許を与へて路上教習するといふ問題と、それから免許証をとつた人が、実際にダンブとかその他の車を運転する場合に、助手がかわつて運転するといふいろいろな場合があると思いますが、若干あつた場合と先の場合と意味が違ふのでございまして、教習途中において路上教習を行なうといふのは、一言で申せばまだ一人前になつていない仮免許の段階において路上に出る、技術の点からして一人前じゃないといふ段階において出る、こゝろの問題でございまして、一人前になつた人間が町に出て走つてゐるときに助手と交代してといふようなこと、さらに酔つぱらひであるとか、無免許であるとか、ついでに新聞等にも出ておりましたのでございしますが、これはつきり無免許、酔つぱらひといふことで、成規の法規に合致してゐないのはそれに対する行政処分等も行なわなければならぬ問題でございしますが、若干路上教習の問題とは違ふのじゃないか、このように考へておるわけござ

います。

○沖本委員 いまのことに關してですけれども、幅の広いことをお伺ひしたわけですから、いわゆる路上教習といふ場合でも、自動車の場合は、いま話題になつてゐることになつたわけですが、先ほど申し上げましたとおり、私鉄あるいは国鉄においては、やはり同じ条件が言えるわけですね。そういうものを雇ひ出しておるのか、あるいはそのまま放任してゐるのか、結局事故が起きる原因とか結果とかいふものは、同じ条件のもとにあることになるわけですね。ただ、交通事情がふくそうしておつて、特にいま自動車の問題についていふことで大竹先生からの御質問があつたわけですから、広げて考へてみなければならぬのじゃないか。飛行機もやはり同じ条件の場合に、別の飛行機を使つてやつてゐるということがあるけれども、最終段階にはやはり普通の国際飛行場なり国内飛行場を使つて、最終段階の仕上げをやるわけですから、そのところの条件は同じことになつてゐると思つた。ですから、この分の規定といふことはあるけれども、ついでに広げて、きつとしたものにしていただいたほうがいいのじゃないか。そういうものを含めた問題を論議していただいて、あとからつけ加へなければならぬことのないようにやつたほうがいいのじゃないか、こゝろでございまして、申し上げてゐるわけで、そういう点についての、きつと初めて聞くとか、あるいはそれは考慮の中にあるんだとか、あるいはどうするといふ点について、それぞれ御関連のところから御説明をいただきたいと思つたのです。

またパトカーの場合には、実際にも専門の運転手が運転しておるが、しつちや同じメンバで乗りますから、自然交代する場合がある。また消防車も同じことが言えるわけですね。そういう場合には事故の起きた範囲といふのはものすごい大きなものになつてくるわけですから、それぞれの関係のほうではその問題についてどういふうに

いふか、このように考へておるわけござ

なまっていられしやるかという点も御説明をいた
だきたいと思ひます。

○阪田説明員 消防自動車あるいはパトカーとい
うものは、たとえば消防署の場合で火を消しに行
く場合、パトカーは、場合によっては緊急事態が
発生して、一〇番があり、これに向かつて出動
していく、こういう場合には緊急自動車という指
定を受けております。したがって、そういう場合
には普通の車を受ける制限を相当ゆるめられた制
限のもとに走るわけでありまして、その意味にお
きましては、場合によっては非常に危険度が高い
ということが言えるわけでありまして、ところがパ
トカーの場合におきましては、二人乗っておりま
すが、助手と交代すると申しまして、実は助手
のほうも、両方とも運転免許を持っていますのが実
態でございます。お互い交代し合つていくとい
うことでも、それは単なる無免許の助手というこ
とでございせんのでやっていますわけでございます
す。消防の場合については私ちよつとよく存じま
せんけれども、おそらく助手と交代してやるの
じゃなしに、緊急自動車として相当なスピードを
出して走る場合においては、正規の運転手が最大
の注意をして走っているのだ、このように考えて
おるわけでありまして。

その他の飛行機の場合あるいは汽車の場合とい
うのは、若干私の所管外でございまして、同じよ
うな意味合いにおいて、事故防止というような観
点からそれらの問題について大きく考えてみない
ければならぬと、またそれぞれ所管官庁ともそ
ういふ問題についても話をしなければならぬ問題
ではないかと考えておるわけでございます。
○大竹委員 次に、最近出ました新しい問題であ
りますが、私は当たり屋の事件についてちよつと
お聞きしておきたいと思ひます。

これは、ことに非常に事件がふえてきた、しか
も中には悪質なものがある、同じ交通犯罪といつても
いろいろな態様があるといふことから見ますと、
ことに刑を重くするといふような面からいしまし
ても、その犯罪事実そのものは正確に把握されな

ければならぬ、こう思ふのであります。そういう
ような面から見ましても、あたり屋の事件という
のは非常に私、遺憾だと思ひます。詳細
なことを忘れましたが、たしか四十何件も――い
わゆる一と二とでやらなかつたからかえつてつか
まらなかつたのでありましようが、全国各県にお
つたて、たしか私の新潟県なんかまできて、一件
か二件やつていったというのであります。しかも
その中で、警察のほうに問題になつて――もちろ
んお調べになつたのでしよつと、その中でやはり運
転手が悪いといふことで、運転手が処罰されたとい
うようなものの中にはあるといふのであります。
て、そういうような点から見ましても、今後相当
そういうものも出る可能性があるんじゃないかと
いふふうにも思われるのであります。つい最近、
何か第一審の判決がきまつたといふような新聞も
拝見しておるのであります。警察のほうでござい
ますが、簡単によろしうございまして、事態
を御説明願ひたいと思ひます。

○綾田説明員 先生の御質問は、まことにごもつ
ともでございまして、私もこの事件につきま
しては、高知県警に特に捜査本部を置きまして事
件を処理したわけでございます。その後、件数が
ふえまして、現在警察庁に報告がまゐつておりま
す。その中で、検挙いたしましたのがあたり屋の詐
欺が九十三件、それからその他前借詐欺、あるいは
恐喝、窃盗といふ事件もございまして、被害が約
三百五十万近くでございまして。

人権尊重のたてまえから事件を正確に把握し
なければならぬといふことはまことにごもつとも
でございまして、私も捜査本部終了後、この事
件をいろいろ検討いたしましたところが、やはり
警察についても、捜査上反省すべき点がいろいろ
あつたわけでございます。その点につきまして、
去る昨年の十一月に、指導課長名で、全国警察に
こゝろ事件についての捜査に当たつての注意と
申しますか、今後そういうことのないように指示
をいたしております。これからますます交通事故

が多くなつてまいりますし、警察も非常に手薄で
はございましてけれども、今後このようなことにな
いようにいたしたいと思ひます。

ただ、ちよつと私の感じを申し上げますと、こ
れはいわゆる子供の事件であつて、子供の事件の
場合は、ともすれば子供を中心とする、子供を
悪者に考えないといふふうな人情の盲点をつく事
件でございまして。特に本件がそれで、重傷ある
でございまして、比較的軽微な事件である。そう
いふ性格上、しかも相手方が非常に巧妙に立ち回
つておりましたので、たとえば身元の確認なんか
本人は十七ばかりの偽名を使つて、示談の印鑑そ
の他も非常にたくさん持つてやつておるわけでご
ざいまして。あるいは実況検分の際に、子供が車に
出た。あるいは子供の負傷なんかも、若干医師も
不審を持つたような擬装の負傷でございしたか
ら、そういう点も少し突つ込めば、あるいはい
出たかともわからないのであります。そういう点
について今後とも十分捜査上注意いたしまして、
こゝろ事件のないようにいたしたいと思ひます。

なお、事件処理関係につきましては、法務省で
ございまして……
○川井政府委員 この事件は、全部で九十一件と
いふ詐欺を起訴しておりますが、ほかにまだ数件
ございまして、全体としては約百件ございま
す。その中で運転手の過失だといふ誤つた認定を
いたしまして事件にいたしましたのが、報告を受
けていたものの中で六件ございまして、その六件
の中の内訳は、三件は検事も見破ることができま
んでこれを起訴いたしました。いずれも略式命令
で罰金二万円が二人、罰金一万五千元が一人、三
人の罰金という有罪がいずれも確定いたしてお
ります。それから一件は少年であります家庭裁判
所に送致いたしました。家裁のほうでは審判不開
始といふことで何ら処分をしないで済んでおりま
す。残り二件はたまたま捜査中ではございまして。そ

れはそれ以上捜査を進めないで処分をせなかつた
といふことでございまして、たいへん申しわけな
いわけでございますが百件の中で三件について警
察も検察庁もいずれも運転者の過失があるといふ
ことで起訴いたしました。確定したのは三件、こ
れらにつきましては五月の三十一日に、この事件
の、あたり屋の詐欺事件の、有罪の第一審判決が
ございまして、直ちに私どものほうから三件
についてその当時の具体的な状況の詳細な調査を
一応指示いたしまして、その調査の結果を待ちま
して、なおまたこの五月三十一日の事件は、被告
人は控訴しておりますので、確定を待ちまして、
それぞれ再審の請求といふような手続をとりまし
て、この不幸にして有罪の判決を受けた人たちの
あと始末に遺憾のないようにいたしたい、かよう
に考えております。

○沖本委員 あたり屋といふことになりましたの
で、私のおるところが釜ヶ崎ですけれども、あた
り屋では一番問題点があるところなんです。説明
を加えながら御質問したいのですけれども、いま
大竹先生がお取り上げになつた御質問の内容は最
も特殊なあたり屋の事件で、まあ、あまり例を見
ないような内容なんです。釜ヶ崎現場であるのは、釜
ヶ崎の道路を広くしてあるのですけれども、やは
り社会に対する反発心が何か、夕方になりますと
ほとんどが酔つぱらつて、歩道なんか歩く人は
ないわけなんです。ほとんど車道を一ぱいになつて歩
いているわけなんです。ですから通る車が遠慮して、
車のほうが逃げてしまふといふような状態なんです
けれども、当たるつもりで車が当たるわけでは
ないのですけれども、そういうところいろいろな
な事件の要素があつて、警察のほうもそれをうん
と取り締まればよいと思ひます。ですから原因にも
なつていくわけなんです。そういうところで、現状と
してはさういふ神にたたりなしで、結局放任して
ある。できるだけ騒動に向かないように、そつと
して見ておるといふのが釜ヶ崎の状況です。です
から、特にあたり屋といふのが釜ヶ崎にたくさんい

るといふわけじゃありませんけれども、やはりそういう事件が起こりやすい。何か当たるといふすぐ引つかかってくる、そういう要素は多分にある。しかしその問題から、結局道路幅が狭いところに行く、西成あたりの道路の狭いところでは、そういう不法者であるとか、あるいは日雇い労働者という人に限らず、婦人でもやはり車がうしろに來ておつてもよけることがないのです。ですから、しかたがないから車が徐行するというような内容になっております。そこで大事なのは、やはりそういう車のほうを取り締まるばかりでなく、歩いてる歩行者に対する道路交通の道徳とか、そういうものに対するもっと嚴重な忠告、あるいは指導、こういうものが十分なされなければならぬ、私はそう考へるわけです。

ところが、横断歩道をたくさんつくりましたけれども、悲しいことに横断歩道上の子供に対する事故が多いわけです。それで今度は交通知識に対して、やつと学校までいま正科に取り入れつつあるというところなんですけれども、これはもつと早く学校のほうで子供に対して交通の標識とか、あるいは交通道徳とかいふものが、もつとはつきりされたほうがいいんじゃないか。昔は、人は左、車は右というような、あるいは通行上の問題で、左側通行というようないことが徹底しておつたわけです。ところが、最近はそのようなものがだんだん言われなくなってきました。そこで、横断歩道上の子供の安全を守るために、そういうものに對する嚴重な取り締まりはやつておられますけれども、さらにやりながら、子供のほうがおじさん、おばさんそれは違ふ、こつちを歩くべきだ、横断歩道を行つて下さい、そういう運動が相当起ることによって、事故というものがもつと防止できるということになるのではないかと思つてます。外国のほうの例を見ますと、結局子供の周から交通に対する知識というものは十分徹底されておる。また、交通道徳に対する問題は社会に上きびしく行き渡つておるわけです。そういう点からいふと、交通事故がないということになるわけです。

ま申し上げましたお話に対して、それぞれのお立場のところではどういう対策をとつておられるかという点について、御説明いただきたいと思つてます。

○綾田説明員 車両だけではなくて、歩行者を現場で指導、警告を十分にするということでもございしますが、私もそのように考へまして、歩行者については重点主義で指導、警告を行なつて、年間の検挙者も非常に少なく、主として指導、警告をやつております。ただ、釜ヶ崎につきましては、私も大阪で前任地でもございしますが、いろいろな非常にむずかしい事情がございしますけれども、今後やはり酔つぱらつて歩くというふうなもの、問題は起らないようにうまく指導、警告することが必要だと考へます。

それから、子供の安全教育でございしますが、欧米のお話でございしたけれども、日本におきまして、子供にはやはり小さいときから交通安全を身につけるということが一番だと思ひます。特に歩行者だけではなくて、これからの子供は将来のよきドライバーとしての安全を身につけていくというところが根本ではないかと思ひます。文部省も、全国の各小中学校では――京都あたりでは非常に早く始めたところもございしますし、まぢまちでございしますけれども、最近文部省のほうでも、この安全教育というものを重点に取り上げてやる方針を決定いたしましたようございします。大阪などにおきまして非常に熱心な学校と、熱心でない学校がありましたが、だんだん歩調がそろつてこれが推進されておるようございします。

警察といたしまして、学校教育に対して、側面からできるだけ援助したいというふうに考へております。

○沖本委員 子供に対する安全教育についてですが、けれども、安全教育の公園をつくらして、実際に信号機をつけて、そこを子供の車で走らして遊ぶ立場から勉強させていくというふうなところが大阪でやつと一つできた。東京でもありましたが、非常に数少ない。そういう点が、やはり

警察側と文部省の側ですね、こういう関係で横の連絡が非常に少ないのではないか。文部省のほうも自然に予算の関係でしぼられますので、結局学校のほうとしても金がかかるから、そういうことはやりたくないというふうなことが一つの隘路となり得ます。そういう点から、おとうさん、おかあさんのほうも含めて、やはり同じような教育をしていかなければならない、そういうふうな考へるわけですね。そういう点で、何かもうちょっと力が足りないのじゃないか。もつと深く掘り下げて、真剣にやつていただきたい。そこで起る成果というものを十分考へて行なつていただきたいと考へるわけですが、そういう点についていかがでしょう。

○綾田説明員 ただいまのお話でございしますが、交通公園の問題は、主管は建設省でございまして、全国にばつばつできております。御承知のように大阪にも一つできておりますが、これは建設省とも十分連絡をとつて、今後さらに推進をいたしたいと思ひます。

それから警察自身といたしましては、大体各府警本部に巡回用のバスのようなものを置いておきまして、その中に信号機とかいろいろのものを積んで、各学校の運動場やあるいは教室で巡回教育というものを実施いたしております。しかし、何ぶん警察官の出動の問題、人数の問題、それから学校の非常にも多いことで、必ずしも全面的には要望を満たしてないところもありますけれども、相当活用されておるわけでありまして、そういう点につきましても、なお今後推進をいたしたいと思ひます。

○大竹委員 それではさつきに続いて若干お伺いしたいのでありますが、全体で九十一件、そのうち六件を警察がいろいろ調べたという話ですが、この九十一件の中で六件を除いてあとの全部は加害者と被害者の間に示談とでも申しますか、金を渡して片づいてしまつて、警察の問題になつたのは六件しかなかったということでありまして、その点を御聞きしたい。

○川井政府委員 そういうことでございします。○大竹委員 それでは私は考へるのでありますが、この運転者というものは、ある意味においては非常に警察と裁判所というものを信用していない、率直にそういうことを言つてはおしかりを受けるかもしれないが、少なくとも人にけがをさせたという事件を警察なんかには持ち込めば、とにかく自分が処罰されることはもちろん、免許の停止も当然受けるというのを頭から考へて、その事件そのものがどうして起つたのか、これらの事件については自分は悪くなかつたという確信を持つておれば、当然進んででも警察に出なければならぬわけでありまして、それを九十何件、しかもこれは全部故意に当たつたものだといふと、ほとんど事故に対しては、運転者は認識がないといふことが、知識がないといふことが、非常にたよりないものだと思ひますが、それらについてどうお考へになつておりますか。

○綾田説明員 この点につきましては、先ほど申し上げましたように、警察も、子供の事故である、軽微であるということで捜査に反省すべき点があつたわけでありまして、被害者のほうも同様に――非常に被害者が巧妙でありまして、まず警察へ届け出ると運転免許証にきつて、あるいは罰金になるというふうなことを相手に對して説明をして、示談を非常に強く主張しております。しかも、主張しながら、自分はいま旅行中で飛行機で帰るのだから、急ぐのだから、きょうじゅうにやつてくれと言つて、本人自身がとめ先あるいは自宅あるいは現場で、きょうじゅうに飛行機に乗らないならば私は商売ができないうのだというふうなことを言つておる。あるいは現場で、被疑者が自分の内妻をなぐりつけて強ひかけて、おまえが悪いのだというふうなことを巧妙に言つておられますので、しかも、被疑者は、私がかつて示談金を二十万円払つたことがあるが、これはどうしたほうが有利だという話を持ちかけて非常に巧妙にやつておるというふうな関係で、被害者のほうも、先ほどお話があつたように、警

察不信と申しますか、それよりはむしろ被疑者の巧妙な作戦にひつかつたのではないかと、いろいろな感じがいたしております。取り調べのうちに、やはり運転者も自分の無過失を主張した者も一、二あったようでございますけれども、やはり何を話しても子供の事故でありまして、どうも強く主張できない。しかも、取り調べる場合は、子供と親は普通別に調べるが、この事件の場合には、現場で子供が説明する、親が途中で助けをちよいちよい入れてやるということで巧妙にやられましたので、運転者も子供を強く追及することはちよつとやれなかつたのではないかと、そういう点に捜査の問題があるわけでございますけれども、そういう点で結局届け出なかつたのではないかと、いふふうに思っております。

○大竹委員 それでは、先ほど沖本氏からも質問されたのですが、これは特殊の事件かもしれせんけれども、そのほかにも当たり屋の事件というものには全国的に見てもあるものですか、ないものですか。いまだ問題になつたもので……

○織田説明員 当たり屋は、これは主として暴力団の關係でございますが、こういう例ではなくて、暴力団がほんとうに金を取るために故意に青年がやるという事件は、数年前には相当頻りにしてまして、警察庁のほうでもこれの取り締まりを強く指示をいたしまして、最近ではそう目立つたものはございせん。しかし、年間、私も件数はちよつと覚えておりませんが、若干の検挙した報告はあると思ひます。さらに、あるいはこういう暴力団的な悪質な当たり屋事件で、表面には出ていないような事件もあるのではないかと思っております。そういう点につきましては、さらに今後この当たり屋事件の本格的な捜査というものを十分検討して推進したいというふうに考えております。

○大竹委員 それでは次に、今度はこの法律が改正されますれば、五年というより長期受刑者も出てくるというわけですが、やはりこれは特別な犯罪でもありますので、受刑者についての

特別訓練というより、なにも必要だと思ふのであります。現在でも一部の刑務所においては、特別訓練も行なわれているというようにも聞いておるわけでありまして、それらについての実情をお聞かせいただきたい。

○勝尾政府委員 交通犯罪の禁錮の言い渡しを受ける者については、三十八年から一千名を突破するようにになりましたので、三十九年から習志野、加古川、佐賀、豊橋、山形、ここに交通犯罪の禁錮の言い渡しを受けた者を集めて、特別の教育訓練を行なっております。

かいつまんで申し上げますと、そこに集められた全受刑者に対して、先ほど御意見のありました順法精神あるいは安全教育、これを収容期間の全部にわたって、毎日二時間ずつ行なっております。さらに収容された全員のうち、いろいろな精神診断をやりまして、その中には必ずしも運転者として適当でないと思われる者があるわけでございます。そこで、そういう者に対しては転職をすすめる、また転職の相談に乗るといふことで、出所した際にはもうハンドルは握れませんといふ者が出るわけでございます。そういう者につきましては、一般的に教育のほかに職業訓練、本人の適正等も考えまして、場合によりましては運転者としての整備のほうに職業訓練を行なつていく。さらに適正があつて出所後も引き続きハンドルを握りたいという者につきましては、今度は運転に関する実地の指導あるいは学課の指導を行なつていくというのが現状でございます。

○大竹委員 次に、最高裁の家庭局長が見えておりますので、お伺いしておきたいと思ふのでありますが、少年のいわゆる交通違反者に対しては、何といひますか、非常に寛大過ぎるんじゃないか、放置され過ぎているんじゃないかという一般の意見が強いのでありますが、少年の道交法違反その他についての現在の処分の実情をお聞きしておきたいと思ひます。

○細江最高裁判所長官代理人 ただいま大竹委員から、少年に対する家庭裁判所の道路交通法違反

事件における処分がどうも甘いんじゃないかという質問でございましたが、私も決してそれは考へておらないのでございます。

処分の実態を申し上げますと、たとえば昭和四十年におきましては、少年の既済事件は道路交通事件が八十一万六千件でございます。そのうち四十七万件が不開始、いわゆる五七％が不開始、それから不処分が十五万七千件、パーセントにいたしますと一九％余りでございます。それから保護処分が六千四百件、〇・八％、検察官送致が十二万四千件、一五・二％。そういったと、合計いたしますと、保護処分、検察官送致を除きますと、大体七〇％から八〇％近い不開始処分になっているんじゃないか。正確に申し上げますと七七％でございますが、これが不開始あるいは不処分になつておつて、野放しになつていふというふうな印象を世間で受けておられるようでございます。そういう結果、どうも家庭裁判所の処分は甘いんじゃないかといふ御批判を受けておるわけでございます。

ところが、少年の道路交通法違反の実態をよくごらんいただきますと、たとえば少年法ができた当初は、交通事件が今日のような様相を呈するといふことは予想しておらなかつたわけでございます。したがつて、少年の道路交通に対する保護処分の種類といふものがほとんどない。むしろ、現在われわれが利用できまふものは、保護観察だけであつたといつても過言でないわけでございます。ところが、保護観察にいたしましては、いわゆる保護観察所のほうの受け入れ態勢というものも未整備であり、また交通違反少年は保護観察に適しないといふふうな考え方が初期にあつたわけでございます。ところが、昭和四十年の四月十五日に法務省の保護局長の通達が出されて、それによりまして、道交法違反少年に対して保護観察を効率的に運用せよ、こういふふうな通達が出まして、各保護観察所におかれましては、道路交通違反少年に対する保護観察ということの重要性を御認識いただきまして、保護司とし

て、運転免許を持った方あるいは自動車の構造その他について知識、経験を有される方を保護司に選ばれるということになつて、昭和三十六年度が、大体年間二千四百八十三人の保護観察であつたものが、四十年はそれが六千三百といふふうになつて、四十一年は七千四百といふふうになつて、ふえてまいりました。しかし、保護観察といふのはその整備がまだできておらないといふところから、それほどたくさん利用されておらないというのが現状でございます。

もう一つ、不開始処分が多いという理由の一つといたしまして、御承知のとおり少年に対しては罰金以下の刑に当たる事件については検察官送致ができない、いわゆる罰金を取れない事件でございます。そういう事件は警察から直接裁判所に送致してまいるわけでございます。これが法律上いわゆる検察官送致ができない事件、これが四十年におきましては大体三六・二％あるわけでありまして、それからまた十六歳未満の子供が犯したところの交通違反事件については、これもまた検察官送致ができないというわけでございます。これは検察官から送られてくる事件のうち一〇％余りあるわけでございます。さらに検察官自身が刑事処分が相当でないという意見を付して裁判所に送られる事件が、全検察官送致事件の五二％になつておるといふことでございます。そういったと、実際法律上も、また検察官自身も刑事処分相当でないという事件、それらを合わせますと合計六五・七％という数字になつております。そうしますと、先ほど申しました家庭裁判所がやつております七七％は、それほど多いものじゃないかと思ひます。さらに家庭裁判所が不開始処分をやつておりますけれども、では不開始処分ですのまゝ野放しにしておるかと思ひます。そうではないかと、やはり家庭裁判所は少年の再犯を防止するといふことと、道路交通の安全を確保するといふたてまえから、不開始処分にする少年に対してはいろいろ講習をしたり、あるいは学校との連絡を密にして少

年を指導する、あるいは保護者、雇い主に指示、警告を与えるとか、あるいは少年に対して嚴重な戒告を加える、あるいは誓約書を徴収するという方法をとって、少年の再犯防止と、それから道路交通安全の確保ということについて意を注いでおるわけでございます。

○大竹委員 いま講習会を開いてというお話がちょっとございましたが、その実情について御説明願いたい。

○細江最高裁判所長官代理者 現在講習会をやっておりますのは、大体相当多数の各地方でやっておりますが、代表的な東京家裁の実情を御説明申し上げますと、東京家裁におきましては、自庁講習としまして第一種講習と第二種講習というものがございします。

第一種と申しますのは、これは毎週水曜日の午前、午後二回にわたりまして、毎回五十名ずつ集めて講習いたしております。これはどういうことを講習しておるか申しますと、交通事故の原因とその現状という問題、それから交通の法規についての話、それから第三番目には順法精神を喚起するということ、第四番目には免許取得に関するところの指導とかあるいは助言、こういうことをやっております。

そのほか第二種講習といたしましては、この第二種講習はいわゆる再犯者とか、あるいは業務上過失致死傷事件を起こしたような、相当成績不良な者に対してやっておるわけでございますが、これはやはり毎週木曜日、一回五十名ずつ集めてやっております。これは交通事故の原因の解明あるいは安全運転態度の涵養とか、あるいは自動車運転者のいわゆる運転道徳の確立とか、あるいは交通法規の解説とか、法令、自動車の構造についてのテストをする、そういう方法をやっております。これが裁判所内でやっておるところの講習でございます。

このほかに委託講習というものをやっております。これは東京安全協会に委託いたしました講習をするわけでございますが、相当危険度の高い違

反者に対して行なっております。これは毎週一回やるわけでございますが、一回大体二百五十名ぐらいを対象として、講習の目的は、社会生活と交通道徳に関する講座を開いたり、あるいは交通法規に関する話をしたり、あるいは法令の試験をしたり、スライドによるところの交通事故の現状とその原因というものの説明をするというふうな方法で、事故防止の教育を施しております。

そのほか、自動車の教習所がございしますが、その自動車の教習所に委託して講習をやっております。現在、東京都の三つの教習所に委託しておりますが、これは再犯者とか、あるいは業務上過失致死傷事件を犯した少年であつて、しかも運転技術の未熟な少年を対象としてやっております。これは毎月一回で、一回に大体八十名程度を三教習所でやっておりますので、月に二百四十人ばかりやっております。これも交通事情と運転者の使命という点の理解をさす、あるいは事故の原因とその防止対策についての話をする、あるいは運転の知識を授ける、あるいは自動車の構造、性能を教える、こういうふうな方法をやっております。

そのほか、まだ、少年交通訓練所に宿泊して訓練する場合がございます。これは現在埼玉県青少年補導協会に委託いたしましたので、事故を犯した少年あるいは危険度の高い少年、こういうものを二泊三日間、先ほど申しました青少年補導協会に委託いたしましたので、そこで交通法規の学習、あるいは自動車の構造、あるいは整備とか、点検の学習、あるいは運転道徳というものを教える、あるいはグループカウンセリングによりましてところの安全運転態度の確立というものを、そういうことを訓練して少年の再犯防止ということに努力してまいっております。

○大竹委員 約束の時間でもございますから、この程度でとどめます。まだ条文そのものについて聞きたい点もございしますし、また、きょうは来ていただいたおりませんが、運輸省のほうから自動車関係の方にもこの次、多少でございますが聞きたい点がありますので、これらを次会に保留して

きょうはやめます。

○大坪委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は、来たる二十二日午前十時より理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会